

議第60号

三島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業給水条例（平成10年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「		「		
		1,846円80銭		1,881円	
		2,905円20銭		2,959円	
		10,335円60銭		10,527円	
		123円12銭	を	125円40銭	に改める。
		138円24銭		140円80銭	
		144円72銭		147円40銭	
	152円28銭		155円10銭		
	」		」		

別表第2中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第3中	「		「		
		64,800円		66,000円	
		105,840円		107,800円	
		191,160円		194,700円	
		308,880円	を	314,600円	
		659,880円		672,100円	
		1,186,920円		1,208,900円	
	3,436,560円		3,500,200円		
	」		」		

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前から継続している水道の使用で令和元年12月1日前に支払いを受ける権利が確定するものに係る水道料金の額については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に申込みを受けた給水の再開に係る手数料の額については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に申込みを受けた給水装置工事に係る水道加入金の額については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士